

令和7年1月22日

自衛隊神奈川地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行）場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
7	事務所移転に係る 物品輸送役務	自衛隊神奈川地方協力本部	7.3.19	7.1.22	7.1.28 13:00	7.1.28 13:10	全省庁統一資格「役務の 提供」の等級D以上	

※ ただし統一資格を有しない場合は、防衛省、他省庁又は市町村との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者で、契約担当官から参加が認められた者は競争に参加できます。

4 仕様書等の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒231-0023

住所 神奈川県横浜市中区山下町253-2

契約機関名（担当）自衛隊神奈川地方協力本部総務課 会計班 船場

電話番号：045-662-9426

メール：recruit1-kanagawa@pco.mod.go.jp

見 積 書

件名リスト一連番号	7
-----------	---

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
事務所移転に係る 物品輸送役務	仕様書のとおり	式	1		
	以 下 余 白				
合 計					
納入(履行)場 所	自衛隊神奈川地方協力本部	納期(履行期限)	令和7年3月19日		
契約保証金	(免 除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊神奈川地方協力本部長

大 谷 三 穂 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

仕 様 書

1 件 名

事務所移転に係る物品輸送役務

2 概 要

自衛隊神奈川地方協力本部が指定する物品の輸送

積載地：神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-2-4 鶴見ダイカンプラザ210号室

着荷地：神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央1-19-1 SEEDS 鶴見中央1階

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273 陸上自衛隊横浜駐屯地内

神奈川県横浜市中区山下町253番地2号 自衛隊神奈川地方協力本部

3 一般事項

- (1) 本仕様書は「事務所移転に係る物品輸送役務」について適用する。
- (2) 本役務に実施にあたり実施日については令和7年2月13日(木)若しくは14日(金)を基準とするが、契約後官側と再度調整するとともに、輸送手段については請負者が提案をし官側の承認を得たのち実施すること。
- (3) 本役務実施にあたり、請負者は作業員名簿及び輸送に使用する車両の一覧表を作成し3日前に官側へ提出するものとし、それらに変更が生じた場合は速やかに官側へ報告するものとする。
- (4) 役務実施場所においては、関係法令を厳守し常に整理整頓を行い、特に危険箇所については必要な措置を講じる等安全管理を徹底するものとする。
- (5) 本役務実施中は既存施設、設備の保護には十分注意し、万一破損若しくは汚損させた場合には、請負者の負担において早急に原型に復旧するものとする。また、事故発生時には直ちに官側へ報告するものとする。
- (6) 役務実施中は、近隣の住宅等の生活環境に支障が発生しないよう十分に配慮するとともに、周辺道路の通行に支障を与える恐れがある場合については、請負者の負担において実施するものとする。
- (7) 本役務完了に際しては、役務実施場所における内外の後片づけ及び清掃を入念に実施するものとする。

5 特記事項

- (1) 輸送する物品については別紙「輸送物品一覧表」を基準とし、各着荷地に輸送する物品については作業開始7日前までに官側から通知するものとする。
- (2) 輸送に係り、次の状態が生じた場合は官側へ報告し協議するものとする。
 - ア 輸送物品一覧表と現品が一致しない場合
 - イ 輸送物品一覧表に誤植、漏れがあった場合
 - ウ その他、不具合が生じた場合

- (3) 梱包資材については120箱(無償分含む)を基準に請負者の負担において用意し契約後速やかに官側の指定する場所へ納品するとともに、それに必要なテープ類も併せて納品するものとする。

また、開梱後、請負者の負担において回収、処分を実施するものとする。

- (4) 特に電子機器及び電子製品について目視にて判断ができない不具合が発生した場合は官側と協議し、解消を図るものとする。

6 輸送要領

(1) 養生

ア 輸送の際積載地及び着荷地において損傷の恐れがあると判断される部分については養生を行うものとする。

イ 養生については通路床面についてはシート等を敷面については、高さ1,000mm以上のいたダンボール等を設置するものとする。

ウ 養生設置中については欠損が生じた場合は速やかに養生を補修し、常に良好な状態を維持するものとする。

(2) 物品の輸送

ア 積載の順序については現地にて官側と調整し積載するものとする。

イ 書類及び電子機器(パソコン、プリンター等)については官側が輸送するものとする。

ウ 備品の輸送についてはトラック内でも水平を保つように積載し、必要な場合は転倒防止の処置をすること。

エ 各輸送先に積載物を降ろす場合は官側の指定箇所に設置するものとする。

オ 輸送作業中に予想される降雨等天候の変化については十分な対策を講じるものとし、輸送する物品に影響がないよう考慮するものとする。

カ 積載地で作業する時間帯については0900から1700までの間とし、着荷地の作業については1000~1700までの間を基準とするが、細部は官側と調整によるものとする。

キ 積載地及び着荷地において作業を実施することとなるが、各地で作業開始及び終了の連絡を行うものとする。

ク 万一、輸送中に請負者の過失により事故が発生した場合は請負者の負担において処理するとともに積載物に対しても保証の責を負う。

役 務 名 称	事務所移転に係る物品輸送役務	図面 番号	1 / 1
図 面 名 称	仕 様 書	縮 尺	
自衛隊神奈川地方協力本部		令和7年1月14日	

1 輸送物品一覧

- (1) ダンボールに梱包できるものについては省略する。
 (2) 輸送物品一覧表（類似品含む。）

品名	規格等 (mm)			数量	付随作業等
	W	D	H		
プリンター	565	455	310	1	
スクリーン	2,340	120	230	1	格納時サイズ
シュレッダー	480	400	710	1	
消火器 6 L	630	190	560	1	
掃除機	400	200	800	2	
ホワイトボード	800	100	800	4	
折りたたみテーブル	1,800	450	700	1	
折りたたみ椅子	450	100	900	3	
電気冷蔵庫	600	600	1,800	1	
ボルトレスラック	1,900	610	2,100	1	解体状態
ワイドベール	1,780	850	900	1	
シューズボックス	900	350	1,190	1	
雑誌棚	900	600	2,000	1	
テレビ (32型)	800	300	650	1	
椅子	600	600	900	7	
インサイドボックス	500	500	350	1	
キャリーバック	510	320	750	1	
ミーティングチェア	600	600	900	6	
ミーティングテーブル	1,500	800	750	1	
机 (片そで)	1,200	800	700	6	
机 (両そで)	1,400	800	700	1	
キャビネット	450	600	740	2	
屋外物置	2,150	600	2,000	1	解体状態
デリカウォール	900	400	1,050	3	
ビジネスキッチン	900	450	1,800	1	
ロッカー (3連)	900	520	1,800	3	
ロッカー (1連)	500	550	1,800	1	
掃除用具入れ	400	500	1,800	1	
パーティション (3連)	600	350	1,800	1	格納時サイズ
パーティション	600	350	1,800	2	
スチールロッカー	400	500	1,800	1	
書庫 (両開き)	550	900	1,800	3	
書庫 (引き違い)	900	700	900	2	
パンフレットケース	300	100	1,500	1	
アレンジャー	400	400	900	1	われもの
ショーケース	550	550	1,900	1	われもの
複写機 (静電式)	700	650	1,170	1	精密機械
ダンボール				120	